

基本目標5

情報公開による 公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

- 1) 情報公開・提供システムの充実 83
- 2) 個人情報の保護 84
- 3) オンブズマン制度の充実 85

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

- 1) 行政システムの効率化・簡素化の推進 86
- 2) 地方分権の推進 87
- 3) 広域行政の推進 88



基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

1) 情報公開・提供システムの充実

施策の目的

市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民に市政情報を提供し、行政と市民が情報を共有化することにより、分権社会における市政への市民参加を推進する。

現状と課題

- 情報公開法が成立し、この法律との整合性を図るための見直しを行った。
- ITの進展によりインターネットを利用した市政に関する情報公開を推進するために、市のホームページをだれもがより利用するように掲載情報のさらなる充実を図る必要がある。
- インターネットによる市行政文書公開請求を2004年（平成16年）1月から開始している。
- 公共測量の成果を表した都市計画基本図と精度管理図を全庁利用の基図としてデジタル化し、共同利用することが求められている。
- 国土調査法に基づく地籍調査の動向について注視し、活用していくことの検討が必要である。

- 統合型GIS（地理情報システム）*で共通に使用する基図及びデータの適正な管理を図る

到達目標

- 市政への市民参加

主要な事業

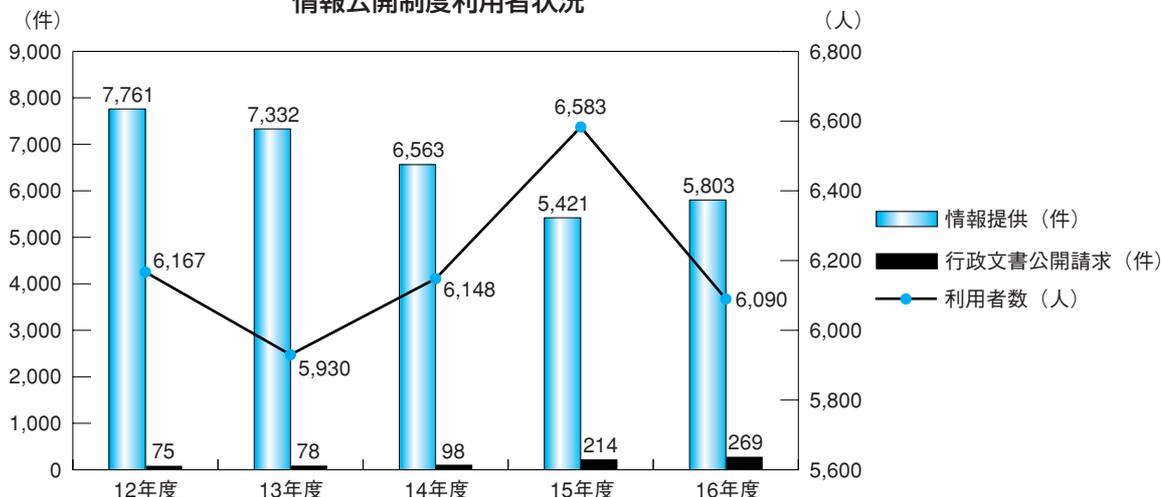
- 情報公開制度の適正な運営
- 市民センターの情報化の推進
- 広報活動の推進
- 統合型GIS（地理情報システム）で使用する地図作成の一元化

施策の内容

- 情報公開制度について、各市民センターでの公開請求書の受付など充実を図る。
- 地区市政情報コーナーの設置、各市民センターでの文書目録の情報検索、広報活動の充実など情報提供方法・手段の充実を図る。

*「GIS（地理情報システム）」…電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報や空間の情報を統合的に処理、分析、表示するシステム。

情報公開制度利用者状況



資料：情報管理課

基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

2) 個人情報の保護

施策の目的

大量の個人情報が蓄積されているので、行政執行上市民のプライバシーを保護する。

現状と課題

- 情報ネットワークが急速に進展するなかで個人情報が容易に取り出される状況も懸念され、より一層の個人情報の保護を図ることが課題である。
- 個人情報の保護を図るために平成15年9月に条例を全部改正し、個人情報の保護に関する条例に個人情報の漏えい等に対する罰則規定を設け平成16年1月1日から施行した。
- 職員及び市の事業を委託した民間事業者等に対する個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための研修を行うことなどにより、個人情報の保護の重要性についての意識啓発を図っていく必要がある。

施策の内容

- 個人情報の保護を図るため個人情報取扱事務の登録、自己情報開示等請求の受付と閲覧、個人情報保護審査会の運営、個人情報保護制度運営審議会の運営、市民及び事業者への意識啓発などを通じて個人情報保護制度の充実を図る。
- 個人情報保護の重要性についての意識啓発を図る。

到達目標

- 市民等のプライバシー保護の充実

主要な事業

- 個人情報保護制度の適正な運営



基本目標5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

3) オンブズマン制度の充実

施策の目的

市民の市政に関する苦情を公正中立な立場で簡易・迅速に処理することにより、市政に対する市民の信頼を高める。

現状と課題

- 市政に関する市民の要望や苦情は、年々多様化、高度化している。これらの市政に関する苦情等を公正・中立な立場で処理し、市民の権利利益を擁護するシステムとしての、オンブズマン制度*に対する市民の理解はまだ充分とはいえず、なお一層の周知を図る必要がある。

到達目標

- オンブズマン制度の適正な運営

主要な事業

- オンブズマン制度の充実

施策の内容

- 市民の権利・利益の擁護を図るためのオンブズマン制度を普及、啓発する。
- 運営状況を報告及び公表する。
- オンブズマン制度を適正に運営する。
- 研修等における職員への意識啓発を行う。

*「オンブズマン制度」…市民の市政に対する苦情を公正・中立な立場で処理し、市民の権利利益を擁護する制度。

オンブズマン制度

苦情申立ての受付及び処理件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
1 苦情申立ての受付件数	19	37	30	31	22
2 苦情申立ての処理件数※	19	39(2)	33(3)	33(1)	23(1)
(1) 苦情申立ての処理を終了したもの	17	36	32	32	22
① 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	10	10	7	3
② 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	11	17	11	17	13
③ 調査を中止・打ち切ったもの	1	4	8	4	2
うち苦情申立ての取下げによるもの	1	4	8	3	0
④ 調査をしないこととしたもの	3	5	3	4	4
ア.所管外としたもの	3	4	0	0	0
イ.その他のもの	0	1	3	3	4
(2) 苦情申立ての処理中のもの	2	3	1	1	1

※ () は前年度から繰り越したもの

資料：オンブズマン事務局

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

1) 行政システムの効率化・簡素化の推進

施策の目的

計画的で効率的かつ簡素な行財政の運営を図る。

現状と課題

- 行政需要が複雑化、多様化しており、行政手続きの簡素化や迅速化を図るとともに、実施している諸施策を評価・検討し、その上で新たな施策の展開をめざさなければならず、また、行政と民間との役割分担を再構築することが求められている。
- 行政手続きオンライン化関係3法（行政手続きオンライン化法、整備法、公的個人認証法）の施行に伴い、電子自治体の早期実現が求められている。
- 統合型GIS（地理情報システム）を利用して情報を付加した地理情報による全庁的な情報の共有が求められている。
- 公共施設の維持管理には多大な経費が必要であり、施設の規模や設備などから判断して最も効率的なメンテナンスに努め、将来的には複合施設化や広域利用など経営の視点から個々の施設のあり方についても検討していくことが必要である。
- 地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入により、サービスの低下を招かずに公の施設の効率的な管理運営を図る必要がある。

施策の内容

- 高度情報化時代に適応した行政組織のスリム化など事務執行を再構築し、行政評価システムの活用、民間の資金やノウハウの活用、市民・企業・行政の役割分担や受益者負担の検討及びニュー・パブリック・マネージメント*・システムの活用などを行う。
- インターネットを利用した各種申請・届出や施設予約のシステムを構築し、市民の利便性の向上とともに事務の効率化を図る。
- 電子自治体の実現に向け、情報セキュリティの確保に努める。
- 公共施設の管理・運営のあり方について検討をすすめる。

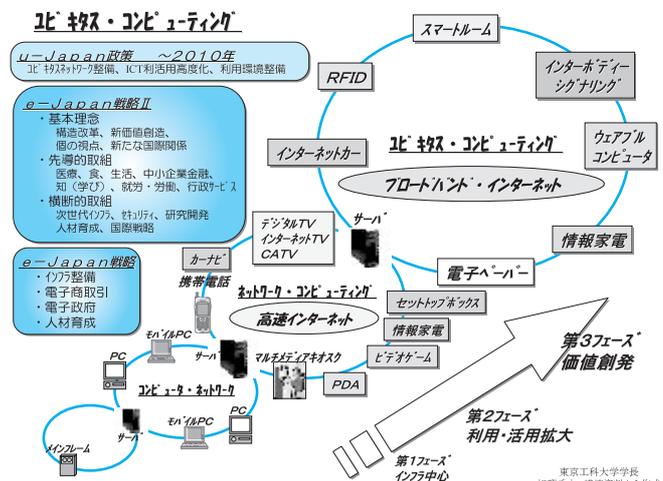
到達目標

- 簡素で効率的な都市経営

主要な事業

- 行政改革の推進
- 行政評価システムの活用
- 貸借対照表（バランスシート）など財務諸表の公表
- 電子自治体の推進
- I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得など情報セキュリティの強化
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運営
- 統合型GIS（地理情報システム）の推進
- 未利用地の有効活用の推進
- 市民・企業・行政の役割分担の推進
- 民間活力導入の推進

* 「ニュー・パブリック・マネージメント」…民間企業経営の考え方や手法を行政へ導入し、行政部門の効率化・活性化を図る考え方。



資料：IT推進課

基本目標5 情報公開による公正と効率を守るまち

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

2) 地方分権の推進

施策の目的

簡素で効率的な都市経営によって地方分権への対応を図る。

現状と課題

- 自立した地方自治を実現するためには、国からの税財源の移譲、国庫補助負担金の見直し、交付税制度の改革をすすめ、真の三位一体改革が達成される必要がある。
- 地方分権のさらなる確立には、国と地方の役割分担の適正化や権限移譲の推進などが必要である。
- 基礎的自治体の役割は大きくなり、県との連携とともに県と市の役割分担を明確にすることが必要である。
- 効率的な都市経営を行うため、市民や企業の協力と連携が求められている。
- 地方分権をすすめるには、職員の行政能力の向上と意識改革が必要不可欠である。
- 公務員制度の変革に対応した職員の育成が必要である。

到達目標

- 地方自治体の事務の執行を担保するための財源の確保
- 真の地方分権の定着

主要な事業

- 税財源の移譲の要請
- 職員の研修
- 市民・企業・行政の役割分担の推進

施策の内容

- 国に対し税財源の移譲と地方財源の充実強化を要請する。
- 県との連携をすすめ、県・市それぞれの役割を担い地方分権を推進する。
- 企業や市民団体との役割分担を推進する。
- 職員の政策立案や政策実行などの行政能力の向上と意識改革を図る。



グループに分かれてのディベート研修

基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

3) 広域行政の推進

施策の目的

高度な機能をもつ都市施設の設置などについて、近隣市町との連携と協力による役割や機能の分担を図り、広域行政を推進する。

現状と課題

- 地方分権によって施設の共同利用なども含めた様々な行政分野で広域的行政が一層必要となってきた。
- 高度な都市機能をもつ施設が必要となってきたことから、近隣市町との連携と協力が欠かせなくなってきた。
- 健全な都市経営をすすめるため、合併をも視野に入れながらの広域的な連携の強化が求められている。

到達目標

- 近隣市町との密接な連携

主要な事業

- 広域行政の推進
- 湘南広域都市行政協議会活動の充実

施策の内容

- 広域交通施設、環境施設、高度医療施設など高度都市機能施設の整備事業における、近隣市町との連携と協力をすすめる。
- 様々な行政分野で近隣市町との連携をすすめる。
- 神奈川力構想・地域計画等に基づき県との連携をすすめる。



広域で利用されている辻堂市民図書館